

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	北海道財務局長
【提出日】	平成24年2月10日
【四半期会計期間】	第17期第1四半期(自平成23年10月1日至平成23年12月31日)
【会社名】	株式会社シーエスアイ
【英訳名】	CSI Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 杉本 恵昭
【本店の所在の場所】	札幌市白石区平和通十五丁目北1番21号
【電話番号】	011(861)1500(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 松澤 好隆
【最寄りの連絡場所】	札幌市白石区平和通十五丁目北1番21号
【電話番号】	011(861)1500(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 松澤 好隆
【縦覧に供する場所】	株式会社シーエスアイ東京支店 (東京都中央区新富一丁目7番4号 阪和別館ビル) 株式会社シーエスアイ大阪支店 (大阪市中央区南新町一丁目3番8号 ヤマハラビル) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 証券会員制法人札幌証券取引所 (札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第16期 第1四半期 累計期間	第17期 第1四半期 累計期間	第16期
会計期間	自平成22年 10月1日 至平成22年 12月31日	自平成23年 10月1日 至平成23年 12月31日	自平成22年 10月1日 至平成23年 9月30日
売上高(千円)	534,021	744,200	4,389,773
経常利益又は経常損失()(千円)	66,567	88,084	422,213
当期純利益又は四半期純損失()(千円)	63,104	57,925	274,104
持分法を適用した場合の投資利益(千円)			
資本金(千円)	1,136,590	1,136,590	1,136,590
発行済株式総数(株)	3,703,700	3,703,700	3,703,700
純資産額(千円)	2,450,042	2,677,577	2,764,989
総資産額(千円)	3,028,885	3,186,497	4,044,792
1株当たり当期純利益金額又は四半期純損失金額()(円)	17.04	15.81	74.10
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)			
1株当たり配当額(円)			8.00
自己資本比率(%)	80.9	84.0	68.4

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 持分法を適用した場合の投資利益については、重要性が乏しいため記載しておりません。

4 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、1株当たり四半期純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

5 当第1四半期会計期間より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。

2【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 業績の概況

当第1四半期累計期間におけるわが国経済は、東日本大震災の影響から緩やかながら持ち直しの動きが見られたものの、電力供給の制約や原子力災害の影響に加え、欧州の政府債務危機を背景とした海外景気の下振れや為替レート・株価の変動、タイの洪水の影響等が懸念されるなど、依然として厳しい状況が続いております。

ソフトウェア業界におきましては、市場競争が激化する中、企業の情報システムに対する一部需要で改善の兆しが見られたものの、全体需要としては引き続き低調に推移しております。

当社が事業を展開しております医療情報システム業界におきましては、平成24年度の診療報酬・介護報酬改定が、小幅ながらともにプラス改定となる方向であり、今後の点数配分をめぐる議論が注目されております。また、厚生労働省が推進する医療制度改革等により、医療機関はさらなる医療の質の向上や効率化を求められており、医療情報システムの普及促進が期待されております。一方、医師・看護師の偏在、医療過誤の増大や救急医療体制の問題、産婦人科をはじめとした特定の診療科の減少など、医療体制に支障をきたす問題は依然として続いており、医療機関そして当業界は依然として厳しい環境にあります。

このような状況におきまして、当社は主力の電子カルテシステム「MI・RA・I s (ミライズ) シリーズ」を中心にその拡販並びに機能充実を図ってまいりました。

顧客満足度向上のための施策といたしましては、「MI・RA・I s ユーザーフォーラム」等を通じ、ユーザーニーズの把握やコミュニケーション向上に努めてまいりました。また、顧問契約を結んだ現場医師の意見・監修により、より使いやすく、質の高い製品を目指し開発に取り組んでまいりました。主力製品の「MI・RA・I s / P X (ミライズピーエックス)」につきましては、その拡販を図るとともに、多様化する医療サービスやユーザーニーズに対応すべく、さらなる機能強化に努めてまいりました。

また、「電子カルテ/地域医療連携ソリューション」、健康・医療ソリューション「Health Clover (ヘルスクローバー)」につきましては、政府諸施策を見据えながら販売活動に取り組んでまいりました。

なお、前期より準備を進めておりました本社移転につきましては、平成23年10月11日に予定どおり完了し、本社機能の充実や一層の業務効率化を図ってまいりました。

以上の結果、当第1四半期累計期間の業績は、売上高744百万円（前年同四半期比39.4%増）、売上総利益88百万円（前年同四半期比0.9%増）、本社移転に伴う一時的な費用の増加等により営業損失90百万円（前年同四半期営業損失67百万円）、経常損失88百万円（前年同四半期経常損失66百万円）、四半期純損失57百万円（前年同四半期純損失63百万円）となりました。また、受注状況は、受注高1,057百万円（前年同四半期比10.4%増）、受注残高1,919百万円（前年同四半期比10.9%増）となりました。

セグメント別の業績は、以下のとおりであります。

〔電子カルテシステム開発事業〕

電子カルテシステム開発につきましては、主力の電子カルテシステム「MI・RA・I s シリーズ」を中心とした販売が堅調に推移し、受注高995百万円（前年同四半期比13.3%増）、受注残高1,889百万円（前年同四半期比12.8%増）、売上高685百万円（前年同四半期比40.8%増）、セグメント利益2百万円（前年同四半期セグメント損失3百万円）となりました。

〔受託システム開発事業〕

受託システム開発につきましては、地域中核病院などの電子カルテシステム、オーダーリングシステム、医事システム、検査システム、輸血システムをはじめとする医療情報システムなどについて、継続的にNECグループを中心に受注し開発作業を行ってまいりました。

以上の結果、受注高61百万円（前年同四半期比21.8%減）、受注残高29百万円（前年同四半期比45.6%減）、売上高58百万円（前年同四半期比24.6%増）、セグメント利益2百万円（前年同四半期比46.8%増）となりました。

(2) 資産・負債・純資産の状況

当第1四半期会計期間末の総資産は、有形固定資産の増加160百万円等があったものの、現金及び預金の減少360百万円、受取手形及び売掛金の減少814百万円等により、3,186百万円（前事業年度末比858百万円減少）となりました。

負債は、支払手形及び買掛金の減少668百万円、未払法人税等の減少118百万円等により、508百万円（前事業年度末比770百万円減少）となりました。

純資産は、四半期純損失57百万円の計上、利益剰余金の配当による減少29百万円により、2,677百万円（前事業年度

末比87百万円減少)となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期累計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

当第1四半期累計期間における研究開発費の金額は、4,747千円であります。

なお、当第1四半期累計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(5) 主要な設備

前事業年度末において計画中であった主要な設備の新設、休止、大規模改修、除却、売却等について、当第1四半期累計期間に著しい変更があったものは、次のとおりであります。

(新設)

前事業年度末において自社ビルへの本社移転を計画しておりましたが、平成23年10月に入居工事が完成し、同月本社移転を行いました。これにより新たに貸借対照表に計上した有形固定資産の取得価額は、204,228千円(うち建設仮勘定からの振替53,196千円を含む)であります。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	9,983,000
計	9,983,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成23年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成24年2月10日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協 会名	内容
普通株式	3,703,700	3,703,700	東京証券取引所 マザーズ 札幌証券取引所	単元株式数 100株
計	3,703,700	3,703,700		

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年10月1日～ 平成23年12月31日		3,703,700		1,136,590		1,155,807

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7)【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成23年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成23年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 40,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,663,500	36,635	
単元未満株式	普通株式 200		
発行済株式総数	3,703,700		
総株主の議決権		36,635	

【自己株式等】

平成23年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社シーエスアイ	札幌市白石区平和通十五丁目北1番21号	40,000		40,000	1.08
計		40,000		40,000	1.08

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間（平成23年10月1日から平成23年12月31日まで）及び第1四半期累計期間（平成23年10月1日から平成23年12月31日まで）に係る四半期財務諸表について、監査法人シドーによる四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	0.63%
売上高基準	%
利益基準	%
利益剰余金基準	0.47%

1【四半期財務諸表】
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年9月30日)	当第1四半期会計期間 (平成23年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,530,142	1,169,822
受取手形及び売掛金	1,435,040	620,715
有価証券	-	100,000
商品及び製品	320	712
仕掛品	398,395	368,416
原材料及び貯蔵品	665	683
繰延税金資産	10,961	53,168
その他	23,901	60,903
貸倒引当金	330	0
流動資産合計	3,399,096	2,374,420
固定資産		
有形固定資産	157,685	317,746
無形固定資産	157,547	175,459
投資その他の資産		
投資その他の資産	339,892	328,300
貸倒引当金	9,430	9,430
投資その他の資産合計	330,462	318,870
固定資産合計	645,695	812,076
資産合計	4,044,792	3,186,497
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	936,808	267,854
1年内返済予定の長期借入金	72,525	69,956
未払法人税等	120,677	2,635
その他	84,134	107,227
流動負債合計	1,214,145	447,673
固定負債		
長期借入金	17,423	-
その他	48,234	61,246
固定負債合計	65,657	61,246
負債合計	1,279,802	508,920
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,136,590	1,136,590
資本剰余金	1,155,807	1,155,807
利益剰余金	500,613	413,378
自己株式	19,211	19,211
株主資本合計	2,773,800	2,686,565
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	8,810	8,987
評価・換算差額等合計	8,810	8,987
純資産合計	2,764,989	2,677,577
負債純資産合計	4,044,792	3,186,497

(2) 【四半期損益計算書】
【第 1 四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第 1 四半期累計期間 (自 平成22年10月 1 日 至 平成22年12月31日)	当第 1 四半期累計期間 (自 平成23年10月 1 日 至 平成23年12月31日)
売上高	534,021	744,200
売上原価	445,955	655,305
売上総利益	88,065	88,894
販売費及び一般管理費	155,691	179,858
営業損失 ()	67,625	90,963
営業外収益		
受取利息	77	116
受取配当金	736	1,486
その他	580	1,631
営業外収益合計	1,394	3,234
営業外費用		
支払利息	336	205
その他	-	149
営業外費用合計	336	355
経常損失 ()	66,567	88,084
特別利益		
貸倒引当金戻入額	3,862	-
特別利益合計	3,862	-
特別損失		
固定資産除却損	42	4,361
特別損失合計	42	4,361
税引前四半期純損失 ()	62,747	92,445
法人税、住民税及び事業税	1,447	1,447
法人税等調整額	1,091	35,967
法人税等合計	356	34,520
四半期純損失 ()	63,104	57,925

【会計方針の変更等】

当第1四半期累計期間 (自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日)
(1株当たり当期純利益に関する会計基準等の適用) 当第1四半期会計期間より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。この適用により前事業年度中に行った株式分割は、前事業年度の期首に行われたと仮定して1株当たり四半期純損失額を算定しております。 なお、これによる影響については、「1株当たり情報」に記載しております。

【追加情報】

当第1四半期累計期間 (自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日)
(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用) 当第1四半期会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。 (法人税率の変更等による影響) 「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることになりました。これに伴い、平成24年10月1日に開始する事業年度から平成26年10月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率が40.38%から37.71%に変更されております。また、平成27年10月1日に開始する事業年度以後に解消が見込まれる一時差異については、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率が35.33%に変更されております。 この税率変更により、当第1四半期会計期間末における繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が1,320千円減少し、法人税等調整額が1,320千円増加しています。

【注記事項】

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)	当第1四半期累計期間 (自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日)
減価償却費	16,455千円	27,514千円

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年12月17日 定時株主総会	普通株式	18,518千円	500円	平成22年9月30日	平成22年12月20日	利益剰余金

当第1四半期累計期間(自平成23年10月1日至平成23年12月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年12月16日 定時株主総会	普通株式	29,309千円	8円	平成23年9月30日	平成23年12月19日	利益剰余金

(持分法損益等)

持分法を適用した場合の投資利益については、重要性が乏しいため記載しておりません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期累計期間(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	四半期 損益計算書 計上額 (注)2
	電子カルテ システム 開発事業	受託システム 開発事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	487,247	46,773	534,021		534,021
セグメント間の内部売上高又は 振替高					
計	487,247	46,773	534,021		534,021
セグメント利益又は損失()	3,974	1,838	2,135	65,490	67,625

(注)1 セグメント損益の調整額 65,490千円は、各報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2 セグメント損益は、四半期損益計算書の営業損益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第1四半期累計期間(自平成23年10月1日至平成23年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	四半期 損益計算書 計上額 (注)2
	電子カルテ システム 開発事業	受託システム 開発事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	685,920	58,280	744,200		744,200
セグメント間の内部売上高又は 振替高					
計	685,920	58,280	744,200		744,200
セグメント利益又は損失()	2,495	2,698	5,194	96,157	90,963

(注)1 セグメント損益の調整額 96,157千円は、各報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2 セグメント損益は、四半期損益計算書の営業損益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成23年10月1日 至平成23年12月31日)
1株当たり四半期純損失金額()	17円04銭	15円81銭
(算定上の基礎)		
四半期純損失金額()(千円)	63,104	57,925
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る四半期純損失金額()(千円)	63,104	57,925
普通株式の期中平均株式数(株)	3,703,700	3,663,700

(注)1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 当社は、平成23年4月1日を効力発生日として1株につき100株の割合をもって株式分割を行いました。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純損失金額を算定しております。

(会計方針の変更)

当第1四半期会計期間より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号平成22年6月30日)を適用しております。この適用により前事業年度中に行った株式分割は、前事業年度の期首に行われたと仮定して1株当たり四半期純損失額を算定しております。

これらの会計基準等を適用しなかった場合の、前第1四半期累計期間の1株当たり四半期純損失金額は、以下のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純損失金額	1,703円81銭

(重要な後発事象)

当第1四半期会計期間
(自平成23年10月1日
至平成23年12月31日)

(子会社の設立)

当社は、平成24年1月24日開催の取締役会において、合併会社(子会社)を設立することを決議いたしました。

1. 合併会社設立の目的

当社の製品とコンシューマ向け通信機器及びソフトウェアを融合し、医療の未来に欠かすことのできない医療と通信のコラボレーションを図り、新たな市場を開拓していくものであります。

新設する合併会社は、株式会社エル・アレンジが全国34営業所において展開する事業のうち、北海道を活動地域とする新札幌営業所の事業の譲受けと、同営業所が既に有している5,400ユーザーを継承し、当社の本店所在地である北海道において、通信機器、配置薬及び健康食品の販売業務を行うものであります。

2. 新会社の概要

- | | |
|---------------|-----------------------------------|
| (1) 商号 | 株式会社エル・アレンジ北海道 |
| (2) 所在地 | 札幌市白石区平和通15丁目北1番21号 |
| (3) 代表者の役職・氏名 | 代表取締役社長 遠藤 一重 |
| (4) 事業内容 | 通信機器販売事業
配置薬事業
健康食品販売事業 |
| (5) 資本金 | 2,500万円 |
| (6) 決算期 | 9月 |
| (7) 出資比率 | 株式会社シーエスアイ 60%
株式会社エル・アレンジ 40% |
| (8) 設立年月日 | 平成24年2月(予定) |

(自己株式の取得)

当社は、平成24年2月3日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議いたしました。

1. 自己株式の取得を行う理由

資本効率の改善及び株主への利益還元の上昇を目的として、自己株式を取得するものであります。

2. 取得に係る事項の内容

- | | |
|----------------|---------------------------------------|
| (1) 取得する株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 取得しうる株式の総数 | 100,000株(上限)
(発行済株式総数に対する割合 2.70%) |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 60,000,000円(上限) |
| (4) 自己株式の取得期間 | 平成24年2月6日から平成24年3月23日まで |
| (5) 自己株式の取得方法 | 東京証券取引所における市場買付 |

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年2月9日

株式会社シーエスアイ
取締役会 御中

監査法人シドー

指定社員
業務執行社員 公認会計士 菅井 朗 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 藤田 和重 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社シーエスアイの平成23年10月1日から平成24年9月30日までの第17期事業年度の第1四半期会計期間（平成23年10月1日から平成23年12月31日まで）及び第1四半期累計期間（平成23年10月1日から平成23年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手續その他の四半期レビュー手續が実施される。四半期レビュー手續は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手續である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社シーエスアイの平成23年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成24年1月24日の取締役会において子会社を設立することを決議した。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、当社（四半期報告書提出会社）が、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。